水道財政のあり方に関する研究会開催要綱

総務省自治財政局公営企業経営室

1 目的

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大により、その厳しさが増すことになると見込まれるが、今後、浄水施設、送水施設、管路等の必要な更新投資等を実施していくに伴い、中長期を見通した時に、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくることが懸念される。

このような状況等を踏まえ、総務省として、各団体における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業における持続的な経営の確保のための対応等について検討することとする。これに当たり、学識経験者や民間の有識者、国及び地方自治体の水道関係者など、専門的かつ優れた識見を有する者に意見を伺いつつ、水道財政のあり方について検討を行うため、総務省において研究会を開催するものである。

2 名称

本研究会は、「水道財政のあり方に関する研究会」(以下「研究会」という。)と 称する。

3 研究テーマ

水道事業における持続的な経営確保のために必要な対応策等の検討。

4 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

5 スケジュール

平成30年1月から開催予定。

6 運営

- ① 研究会に、座長1人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- ② 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- ③ 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、 その意見を聴取することができる。
- ④ 研究会は非公開とするが、研究会終了後、配付資料を公表する。また、速 やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- ⑤ 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業経営室が行う。

水道財政のあり方に関する研究会 委員名簿

【座 長】

【構成員】

、しい ひきのり 石井 **尚徳 静岡県東伊豆町水道**課長

いしだ なまみ 石田 直美 日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門

プリンシパル

これさわ、ゆうじ 』是』澤』『裕二』 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

しょう 塩津 ゆりか 愛知大学経済学部准教授

せきぐち きとし 立教大学経済学部教授

なぐら しろう 名倉 嗣 朗 兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課水道企画参事

ほしの な ほ こ 星野 菜穂子 和光大学経済経営学部教授

もちづき まさみつ 望月 正光 関東学院大学経済学部教授

(敬称略、構成員は五十音順)